

# 身体拘束廃止・虐待防止のための指針

株式会社 豊寿園

デイサービスセンター花はな

新津ショートステイ花はな

デイサービス・ショートステイスマイル花はな

## 1 施設・事業所における身体拘束廃止・虐待防止に関する基本的な考え方

介護保険施設では、「身体拘束ゼロ作戦」の取り組みが進められている。身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOLを根本から損なう危険性がある。身体拘束によって高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながる恐れがある。更に人間としての尊厳も侵され、時には死を早めるケースもある。身体拘束は高齢者介護の基本に関わる問題である。廃止を実現する第一歩は、介護スタッフだけでなく施設の責任者・職員全体や利用者の家族が、その弊害を認識することである。

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行なわない。

### (1) 虐待の種類

#### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### ② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### ⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### (2) 身体拘束の弊害

#### ① 身体的弊害

関節の拘縮、筋力の低下による転倒事故、ベッド拘束は転落事故、拘束具による窒息等の大事故を起こす。

## ② 精神的弊害

本人の不安や怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛を与え人間の尊厳を侵す。さらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらす。自分の親や配偶者の拘束姿を見て、混乱、後悔、罪悪感にさいなまれる。介護スタッフも自分のケアに対して誇りが無くなり、士気の低下を招く。

## ③ 社会的弊害

身体拘束は介護スタッフの士気の低下を招くばかりか、施設の社会的偏見を招く。又、高齢者の心身機能の低下はQOLを低下させるだけでなく、医療処置を生じさせ経済的にも影響をもたらす。

## 2 身体拘束禁止の行為

介護保険指定基準で禁止の対象行為とは、次のような行為である。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、ミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がり出来る人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限する、つなぎ服を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッド等に縛る。
- ⑩ 落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分で開けられない居室等に隔離する。

## 3 緊急やむを得ない場合の身体拘束

(1) 以下の三つの要件をすべて満たす状態である。

### ① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) カンファレンス

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、職員個人（または数名）では行わず、施設全体で判断を行う。事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとる。

### (3) 説明

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。

### (4) 身体拘束に関する記録

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった利用を記録しなければならない。

「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

## 4 身体拘束廃止・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の設置及び開催

身体拘束廃止・虐待発生防止に努める観点から身体拘束廃止・虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、年に1回以上開催し、次のことを協議する。

- ① 身体拘束廃止・虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ② 身体拘束廃止・虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 身体拘束・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑤ 身体拘束、虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### (2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は管理者とし、構成メンバーは生活相談員等、施設・事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。

(3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

(4) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

## 5 身体拘束廃止・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

身体拘束廃止・虐待防止のための職員研修を原則年2回および新規採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び身体拘束廃止・虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

## 6 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者（本部）もしくは虐待防止責任者（管理者）、更には、行政機関の担当窓口へ報告する。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を認める。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講ずる。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告する。

## 7 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 8 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表する。

## 10 その他身体拘束廃止・虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 身体拘束廃止・虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束廃止・虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

### 附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。